

確認書

私は、今回次の事項について担当官の説明を受け、その内容を正確に理解した上、日本旅券発給申請を行います。

- 1 日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。(国籍法第11条第1項)

- 2 日本国籍を喪失した者は、事件本人、配偶者又は4親等内の親族が、国籍喪失の事実を知った日から1箇月以内(届出をすべきものがその事実を知った日に国外に在るときは、その日から3箇月以内)に国籍喪失の届出を行わなければならない。(戸籍法第103条)

- 3 日本国籍を喪失したにもかかわらず日本旅券の発給を申請し、又は発給を受けた場合の罰則
 - (1) 旅券虚偽申請罪(旅券法第23条第1項第1号)により5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科の対象となる。
 - (2) 旅券不実記載罪(刑法第157条第2項)により1年以下の懲役又は20万円以下の罰金の対象となる。

氏 名： _____

生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 生まれ

住 所： _____

電話番号： _____

申請場所： 在ニューヨーク日本国総領事館

年 月 日

署 名 _____ 印 _____

確認書

私は、今回次の事項について担当官の説明を受け、その内容を正確に理解した上、日本旅券発給申請を行います。

- 1 日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。(国籍法第11条第1項)
- 2 日本国籍を喪失した者は、事件本人、配偶者又は4親等内の親族が、国籍喪失の事実を知った日から1箇月以内(届出をすべきものがその事実を知った日に国外に在るときは、その日から3箇月以内)に国籍喪失の届出を行わなければならない。(戸籍法第103条)
- 3 日本国籍を喪失したにもかかわらず日本旅券の発給を申請し、又は発給を受けた場合の罰則
 - (1) 旅券虚偽申請罪(旅券法第23条第1項第1号)により5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科の対象となる。
 - (2) 旅券不実記載罪(刑法第157条第2項)により1年以下の懲役又は20万円以下の罰金の対象となる。

氏名：**田中 太郎**

生年月日：**1937** 年 **7** 月 **21** 日 生まれ

住所：**2xx Central Street North, New York, NY 10XXX**

電話番号：**21x-555-9876**

申請場所： 在ニューヨーク日本

戸籍の記載通り、日本語・楷書(かいしょ)で署名し、

20XX年 XX月 XX日

印鑑の無い方は、拇印を押してください。

署名

田中 太郎

印